

東京大学医学図書館利用者用コンピュータシステム利用規程

制定 平成 12 年 4 月 1 日

改正 平成 14 年 4 月 1 日

改正 平成 15 年 7 月 2 日

改正 令和 4 年 3 月 9 日

(目的)

第 1 条 この規程は、東京大学医学図書館（以下「医学図書館」という。）の 1 階マルチメディアコーナーに設置された利用者用コンピュータ及び周辺機器（以下「利用者用 PC」という。）の有効かつ円滑な運用をはかることを目的とする。

(管理運営)

第 2 条 本コンピュータシステムについては、医学図書館長をその管理責任者とし、その管理運営に関する事項は医学図書館運営委員会が検討し、その運用の実務を医学図書館が担当する。

(利用者の資格)

第 3 条 利用者用 PC を利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東京大学医学系研究科・医学部の教職員
- (2) 東京大学医学系研究科・医学部の学生
- (3) 東京大学医学部附属病院に所属する教職員
- (4) その他、医学図書館長が利用を認めた者

(利用の範囲)

第 4 条 利用者 PC の利用については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 東京大学医学系研究科・医学部、東京大学医学部附属病院における学術研究・教育のために利用するものとする。
- (2) 利用者用 PC からのネットワーク利用は研究・教育のための利用に限定する。
- (3) サークル活動・政治活動・宗教団体の活動等に関する利用は研究・教育外の利用とみなし禁止する。
- (4) 営利を目的とした利用を禁止する。
- (5) 公序良俗に反する利用を禁止する。
- (6) 他人の利用を妨げる行為、プライバシーを侵害する行為、本コンピュータシステムの正常な運営・維持を阻害する行為は禁止する。

(利用の取り消し)

第 5 条 利用者の資格をもたない場合、利用の範囲を逸脱して利用した場合、禁止事項に抵

東京大学医学図書館利用者用コンピューターシステム利用規程

触して利用した場合、及び職員の指示に従わない場合は、即刻利用を停止させることができる。

(利用時間)

第6条 利用者用 PC を利用できる時間は、医学図書館の開館時間内とする。

(利用の停止)

第7条 運営上必要があるときは、利用者用 PC の利用を停止することができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、利用者用 PC の利用に関し必要な事項は、医学図書館が別に定める。また、本規程に定めのない事項が発生した場合は、医学図書館運営委員会で検討する。

2 この規程の運用に関しては、別に細則を定める。